

山形県警察災害対策検討委員会設置要綱

第1 設置

警察本部に山形県警察災害対策検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

委員会は、東日本大震災等大規模災害への対応で得られた反省・教訓事項を整理するとともに、この反省・教訓事項や警察庁の各種方針等を踏まえて本県警察における災害対策の見直しを幅広く検討して大規模災害に備えた諸対策の推進を図るものとする。

第3 構成

委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

副委員長 警務部長

警備部長

委員 生活安全部長

刑事部長

交通部長

情報通信部長

警務部参事官兼首席監察官

警察学校長

警務部理事官兼警務課長

生活安全部理事官兼地域課長

刑事部理事官兼生活安全部理事官

第4 運営

- 1 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、警察署長及びその他の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。
- 4 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第5 幹事会

- 1 委員会に付すべき事項の検討及び総合調整を行うため、委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 警備部長

副幹事長 警務部理事官兼警務課長、警備部参事官兼警備第一課長

幹事 警務部 参事官兼総務企画課長、参事兼会計課長

生活安全部 参事官兼生活安全企画課長

刑事部 参事官兼刑事企画課長

交通部 交通規制課長

警備部 警備第二課長

情報通信部 機動通信課長

- 3 幹事会の運営は、委員会の運営に関する要綱の規定を準用する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

第6 専門部会

- 1 幹事会の事務を補佐するため、警察本部の各部及び情報通信部に専門部会を置く。
- 2 専門部会は、幹事会幹事の命ずる事項について調査、検討を行う。
- 3 専門部会の編成及び任務は、別表「専門部会の編成及び任務」のとおりとする。

第7 事務局

委員会、幹事会及び専門部会の庶務を処理するため、警備第二課に事務局を置く。

別表

専門部会の編成及び任務

部会名	部会長	副部会長	部会員	検 討 項 目
警務部専門部会	総務企画課長	警務課管理官兼次長	部会長の指名する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 予算に関する事 2 宿泊及び給養に関する事 3 警察職員の負傷者の救護に関する事 4 警察施設の被害調査、維持管理に関する事 5 機動装備隊の運用に関する事 6 被災者（遺族）の支援に関する事 7 報道対策に関する事 8 広報に関する事 9 警察安全相談に関する事 10 苦情処理に関する事 11 表彰に関する事 12 その他特命事項に関する事
生活安全部専門部会	生活安全企画課長	生活安全企画課管理官兼次長	部会長の指名する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地の警戒活動に関する事 2 移動交番及び臨時交番の設置、運用に関する事 3 被災者及び行方不明者の調査、集約に関する事 4 危険物、銃砲、火薬類の保管及び取扱場所に対する指導監督に関する事 5 悪質商法、暴利行為の取締り及び犯罪の予防に関する事 6 警察用船艇の運用に関する事 7 その他特命事項に関する事
刑事部専門部会	刑事企画課長	刑事企画課管理官兼次長	部会長の指名する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 捜査部隊の編成、運用に関する事 2 事故原因の捜査(交通事故を除く)に関する事 3 検視及び死者の身元確認に関する事 4 遺族の接遇及び遺体の引き渡しに関する事 5 被疑者及び参考人の取り調べに関する事 6 検証に関する事 7 鑑識活動に関する事 8 通訳、外国人との連絡等に関する事 9 その他特命事項に関する事

交通部専門部会	交通企画課長	交通企画課管理官兼次長	部会長の指名する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通部隊の編成、運用に関する事 2 交通の規制、整理誘導及び取締りに関すること 3 交通事故原因の捜査に関する事 4 道路及び交通安全施設の被害調査に関する事 5 緊急通行車両の確認、標章及び証明書等に関する事 6 交通情報の提供及び交通総量抑制に関する事 7 その他特命事項に関する事
警備部専門部会	警備第一課長	警備第一課管理官兼次長	部会長の指名する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 警備本部の設置、庶務及び各班の連絡、調整に関する事 2 災害概要の情報集約に関する事 3 事案対策の検討に関する事 4 各種調査に関する事 5 警察庁、東北管区警察局等への報告、連絡に関する事 6 県災害対策本部との連絡、調整に関する事 7 負傷者の救助に関する事 8 避難誘導に関する事 9 被害の拡大防止及び警戒区域の設定に関する事 10 行方不明者の捜索及び遺体の収容に関する事 11 警察用航空機の運用に関する事 12 機動隊、第二機動隊の運用に関する事 13 県外警備部隊の派遣要請に関する事 14 特別派遣部隊の受援に関する事 15 その他特命事項に関する事
情報通信部専門部会	機動通信課長	機動通信課機動通信指導専門官	部会長の指名する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 通信施設の保守及び機器の調達に関する事 2 機動警察通信隊の運用に関する事 3 その他特命事項に関する事